



議案第五十号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年五月七日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年五月七日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第十二号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の六・五」を「百分の七・五」に改める。

第四条中「百分の四十一」を「百分の四十五」に改める。

第五条中「一万三千元」を「一万六千五百円」に改める。

第五条の二中「一万五千元」を「一万八千五百円」に改める。

第十条第一号中「六千六百元」を「七千八百円」に、「七千五百円」を「九千円」に改め、

同条第二号中「四千四百円」を「五千二百円」に、「五千元」を「六千円」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和五十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。